

土木学会新型コロナウイルス感染症に対する対応 2023年4月1日

土木学会は、政府の「マスク着用の考え方の見直し等について」（令和5年2月10日）および「5月8日より、新型コロナウイルス感染症の位置づけを現在の「2類相当」から「5類」に移行する方針」（令和5年1月27日）の発表を踏まえて、4月1日より土木学会の施設（土木会館、図書館、事務室）における新型コロナウイルス感染症に対して、下記の通り、対応する。

- 土木会館（講堂、会議室、打合せスペース、喫煙スペース、トイレ）および土木図書館
 - 会議、行事等、普段の活動でのマスクの着用は求めないが、人数が密で会話を行う場合など、マスクの着用が効果的と判断される場合はマスクの着用を推奨する。
 - 当館入口にアルコール消毒液を準備する。
 - 発熱や咳などの症状がある方の来館は控えていただく。
 - 講堂、土木図書館の受付には、引き続き、ビニールカーテンを設置する。行事での配布物は手渡しで配布せず据置き方式とする。
 - 人数の制限はしないが、会議室の定員は厳守する。また、使用に際しては換気に心掛け、終了後には備品等の消毒をする。
 - 会議、行事の更なる活性化および遠隔地の参加者・委員等に配慮して、引き続き、積極的にZOOM、Webinar、YouTube等を活用する。
 - 土木会館での交流会、懇親会の開催を妨げないが、事前に事務局長に承認を得るとともに感染予防には十分に配慮する。

- 事務室
 - 職員に普段の業務でのマスクの着用は求めない。
 - 各職員の机の間に、引き続き、アクリル板を設置する。
 - 必要に応じてテレワークによる在宅勤務を活用する。在宅勤務に関しては、「土木学会在宅勤務就業規程」に準拠する。

以上